平成２８年（フ）第４９５号
神戸市須磨区妙法寺字樫原２番地の３市住103号
債務者　萩原小津惠
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５００号
神戸市北区筑紫が丘１丁目10番地の10
債務者　川上　広一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１０号
神戸市北区鈴蘭台北町２丁目８番11―101号、従前の住所神戸市西区学園西町７丁目１番地734―210号
債務者　遠矢　琴子（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０８号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘24棟404号、従前の住所名古屋市中川区万場１丁目1604番地　ヴィラージュエーワン402号
債務者　古澤　佑佳
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１８号
名古屋市西区浄心２丁目９番15号　サニーコート天神山203号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘101号
債務者　橋本　恭子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３４号
神奈川県厚木市飯山2120番地12　ラ・フィーネ201、前住所神奈川県厚木市飯山2120番地２　ラ・フィーネ103
債務者　中村　　瞳（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５５号
神奈川県小田原市扇町５丁目24番８号　フォートミヤカワ103、前住所神奈川県小田原市荻窪342番地の13
債務者　絹山　美保
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６４号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋865番地の１　１―114、前住所神奈川県座間市相模が丘１丁目40番20―211号　藤和シティコープ相模が丘Ⅲ
債務者　加藤　功一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７２号
神奈川県平塚市纏611番地の13
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９号
奈良県吉野郡下市町大字阿知賀290番地の３
債務者　田代　紗余（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１３３号
青森県上北郡東北町旭南３丁目514番地３
債務者　甲田　知里
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２１号
名古屋市北区杉村１丁目20番20号―１　アップルハイム205号
債務者　中野美保子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６７８号
千葉県市川市富浜１丁目４－４―103
債務者　市村　浩隆
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７１５号
東京都墨田区八広３丁目24―２
債務者　葭葉ロシェルキントこと　ヨシバ　ロシェル　キント
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７６７号
東京都練馬区西大泉１丁目37―32　第３清水ハイツ205
債務者　上村　佳代
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７９３号
東京都台東区根岸４丁目18―10　Ｋ２－ＣＯＵＲＴ２－Ｃ
債務者　羽田野拓美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部